

別冊

〔議案第 29 号 寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部
を改正する規則について〕

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立幼稚園条例施行規則（平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考7を備考9とし、備考6を備考8とし、備考5を備考7とし、同表備考4(2)カ中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）附則第6条の規定により児童心理治療施設とみなされる施設を含む。）」に改め、同表中備考4を備考6とする。

別表備考3ウ中「第45条に定める」を「第45条第2項に規定する」に改め、同表中備考3を備考5とし、備考2の次に次のように加える。

3 園児の保護者である父母が、婚姻によらないで母となった女子又は父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに該当し、当該父母から申出があつたときは、当該父母の市町村民税額については、当該父母を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定の例により算定するものとする。

4 園児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域に住所を有しているものとみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置等）

2 この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則（次項において「新

規則」という。)別表第2の規定は、平成30年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

- 3 新規則の規定に基づく保育料の決定等の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

寝屋川市立幼稚園条例施行規則

No. 1

改正案	現行
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、平成30年9月1日から施行する。</u> (経過措置等)</p> <p>2 <u>この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則(次項において「新規則」という。)別表第2の規定は、平成30年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>新規則の規定に基づく保育料の決定等の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。</u></p> <p>備考</p> <p>1 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母及び父母以外の家計の主事者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。</p> <p>2 市町村民税の課税額は、4月分から8月分までの保育料については前年度の、9月分から3月分までの保育料については当該年度のものとし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとし、市民税の減免規定により市民税の減免があった場合には、減免後の額を所得割の額とする。</p> <p>3 <u>園児の保護者である父母が、婚姻によらないで母となった</u></p>	<p>附則</p> <p>備考</p> <p>1 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母及び父母以外の家計の主事者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。</p> <p>2 市町村民税の課税額は、4月分から8月分までの保育料については前年度の、9月分から3月分までの保育料については当該年度のものとし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとし、市民税の減免規定により市民税の減免があった場合には、減免後の額を所得割の額とする。</p>

寝屋川市立幼稚園条例施行規則

No. 2

改正案	現行
<p>女子又は父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに該当し、当該父母から申出があつたときは、当該父母の市町村民税額については、当該父母を地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫であるとみなし、同法第 295 条第 1 項第 2 号並びに第 314 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 3 項の規定の例により算定するものとする。</p>	
<p>4 園児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域に住所を有しているものとみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。</p>	
<p>5 「母子・父子世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯をいう。</p>	<p>3 「母子・父子世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯をいう。</p>
<p>「障害者世帯」とは、次に掲げる児（者）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）を有する</p>	<p>「障害者世帯」とは、次に掲げる児（者）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）を有する</p>

寝屋川市立幼稚園条例施行規則

No.3

改正案	現行
<p>世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金等の受給者「生活困窮世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると教育委員会が認められた世帯をいう。</p> <p>6 「第1子」とは、当該園児に次の各号に掲げる年長者がいない場合であつて、最年長者である園児（就園が1人だけであるときは、当該園児）をいう。</p> <p>(1) A階層、B階層及びC階層において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被保護者等にあたる者</p> <p>(2) D階層において、同一世帯において次に掲げる者</p>	<p>世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金等の受給者「生活困窮世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると教育委員会が認められた世帯をいう。</p> <p>4 「第1子」とは、当該園児に次の各号に掲げる年長者がいない場合であつて、最年長者である園児（就園が1人だけであるときは、当該園児）をいう。</p> <p>(1) A階層、B階層及びC階層において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被保護者等にあたる者</p> <p>(2) D階層において、同一世帯において次に掲げる者</p>

寝屋川市立幼稚園条例施行規則

No.4

改正案	現行
<p>ア 小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一の年齢である者</p> <p>イ 法第7条第4項に規定する幼稚園に在園している者</p> <p>ウ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を利用している者</p> <p>エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を利用している者</p> <p>オ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条に規定する特別支援学校の幼稚部に在園している者</p> <p>カ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けている者、同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けている者又は同法第43条の2に規定する児童心理治療施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)附則第6条の規定により児童心理治療施設とみなされる施設を含む。)に入所(通所によるものに限る。)している者</p> <p>7 「第2子」とは、当該園児に前項各号に掲げる年長者がいる場合であって、当該児を含めて次年長者である園児をいう。</p> <p>8 「第3子以降」とは、第4項及び前項に規定する第1子及び第2子以外の園児をいう。</p> <p>9 園児の保護者が児童福祉法第6条の4第1項の里親である場合は、当該園児の属する世帯の階層区分にかかわらず、当</p>	<p>ア 小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一の年齢である者</p> <p>イ 法第7条第4項に規定する幼稚園に在園している者</p> <p>ウ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を利用している者</p> <p>エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を利用している者</p> <p>オ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条に規定する特別支援学校の幼稚部に在園している者</p> <p>カ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けている者、同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けている者又は同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設に入所(通所によるものに限る。)している者</p> <p>5 「第2子」とは、当該園児に前項各号に掲げる年長者がいる場合であって、当該児を含めて次年長者である園児をいう。</p> <p>6 「第3子以降」とは、第4項及び前項に規定する第1子及び第2子以外の園児をいう。</p> <p>7 園児の保護者が児童福祉法第6条の4第1項の里親である場合は、当該園児の属する世帯の階層区分にかかわらず、当</p>

寝屋川市立幼稚園条例施行規則

No.5

改正案	現行
該園児に係る保育料は、0円とする。	該園児に係る保育料は、0円とする。